

# Business Certificate news

No.: TCCI-0021

Date: 2011年11月29日

## 商標使用証明、商標周知証明のご案内

～貴社のブランドやロゴなど、知的財産の保護に同証明をご活用ください～

東京商工会議所では、原産地証明など貿易関係書類の発給・認証業務の他に、国内関係証明事業として「商標使用証明」、「商標周知証明」の発給業務を行っております。

商標使用証明は、事業者が当該商標・サービスマークを、ある特定の役務について過去のある時点から現在に至るまで継続して使用していることを、また、商標周知証明は、事業者が自身の役務について使用している商標・サービスマークが取引者及び需要者の間において広く認識され、当該商標・サービスマークを見れば、どの事業者のどの商品（サービス）に使用されているものであるかを識別できる状態にあることを、第三者機関として東京商工会議所が証明するもので、下記のような用途で、企業規模を問わず事業者方々からご活用いただいております。

過去3年間に発給いたしました同証明書の活用効果について追跡調査を実施しましたところ、係争中のものを除く8割の受給者から「申請目的に寄与した」との回答が寄せられ、特に、第三国における異議申し立て（下記用途5）に際しては全ての案件で勝訴に寄与するなど、同証明書の効果の高さが明らかになりました。

各社におかれましては、下記用途にごございますような状況に直面なされました際はぜひ、同証明書をご活用いただければと存じます。申請方法等の詳細は、当センターのWebサイトをご参照ください。

### （商標使用証明、商標周知証明の主な用途）

1. 自社が使用している商標やサービスマークに類似の商標等が他の事業者によって商標登録された場合、自社の商標等の周知性を根拠に特許庁に対し、当該他の事業者が登録した商標の登録無効審判請求を申し立てるための提出資料のひとつとして活用されています。

2. 登録出願を行った商標が、自他商品の識別力がない等として特許庁から登録を拒絶された場合に、当該商標が使用により識別力を有し、取引者及び需要者間において周知の状態にあることを根拠に、特許庁に対し意見書・補正書を提出する際の資料のひとつとして活用されています。

3. 最近、中国や韓国において、日本企業が日本国内において長く使用し、需要者間に広く認識されている商標と類似あるいは同一の商標が他社によって登録されてしまうといった事案が発生しています。これにより、当該国で自社の商標を使用できなくなったり、当該国ユーザーに自社製品と混同され、製造物責任など在らぬ責任問題に巻き込まれるリスクが生じます。このような場合、当該国所管庁へ異議申し立てや既登録商標の取り消しを求めることができ、その際の有力な反証資料のひとつとして日本の商工会議所が発給する商標周知証明書が活用されています。

以上

### 東京商工会議所証明センターWeb サイト

『商標使用証明、商標周知証明』 <http://www.tokyo-cci.or.jp/shomei/domestic/do06.html>  
[東商新聞（11月20日号）でもご案内しておりますのでご参照ください](#)